

(案)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議について

〔 令和 2 年 9 月 29 日
関係府省申合せ 〕

1. 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化の具体的内容について検討するため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

| | |
|--------|-------------------------|
| 議長 | 内閣府男女共同参画局長 |
| 議長代理 | 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局） |
| 構成員 | 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 |
| | 警察庁刑事局捜査第一課長 |
| | 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室調査官 |
| | 法務省刑事局刑事課長 |
| | 文部科学省総合教育政策局 |
| | 男女共同参画共生社会学習・安全課長 |
| | 厚生労働省雇用環境・均等局総務課長 |
| オブザーバー | 滋賀県総合企画部長 |
| | 日本弁護士連合会 |
3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。